



福島県報

目次

告示

○県営土地改良事業計画を変更した件

公告

○落札者を決定した件

○土地改良区連合の役員が就任した旨届出があった件

福島県監査委員

○地方自治法により、包括外部監査の事務を補助する者の氏名等を告示する件

福島海区漁業調整委員会

○小型定置漁業の保護区域について指示する件

○はえなわ漁業について指示する件

○漁業法により指示する件

正誤

○平成二十四年七月三十一日付け定例第二千四百六号中

告示

福島県告示第三百七十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、川中子地区に係る県営湛水防除事業を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年八月十日

福島県知事 佐藤雄平

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十四年八月十三日から
同 年九月三日まで（二十二日間）

三 縦覧の場所
いわき市役所

（農村計画課）

公告

公告第234号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける母子の健康支援事業における母乳検査業務の委託について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成24年8月10日

福島県知事 佐藤雄平

- 落札に係る特定役務の名称及び数量
母子の健康支援事業における母乳検査業務 年間検査予定数6,000件
- 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県保健福祉部自立支援総室児童家庭課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 落札者を決定した日
平成24年6月7日
- 落札者の氏名及び住所
一般財団法人材料科学技術振興財団 東京都世田谷区喜多見一丁目18番6号
- 落札金額
10,500円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 特例政令第6条の公告を行った日
平成24年5月25日

（児童家庭課）

公告第235号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十四条において準用する同法第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区連合の役員が就任した旨届出があった。

平成二十四年八月十日

福島県知事 佐藤雄平

土地改良区連合の名称

会津南部土地改良区連合
就任した役員

役別	氏名	住所
理事	馬場 幹雄	大沼郡会津美里町字大八郷乙六八番地
同	伊藤 守夫	会津若松市北会津町下荒井八一番地
同	山田 利美	大沼郡会津美里町大石字家北二二九六番地
監事	高野 源一	会津若松市北会津町西後庵三三〇番地

(農村計画課)

福島県監査委員会

福島県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年 8 月10日

福島県監査委員	青 木 総
福島県監査委員	亀 岡 義 尚
福島県監査委員	美 野 武 千代
福島県監査委員	高 野 宏 之

1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏名	住所
橋 本 勉	福島県郡山市緑町25番 4号
佐 藤 健 一	福島県福島市五月町 2番 25号
富 樫 健 一	福島県福島市小倉寺経塚山29番地の 8
高 久 健 一	福島県福島市宮下町 5番 12号
鈴木 康 将	宮城県白石市南町 1丁目 2番 1ー 1号
齋 藤 健 嗣	福島県福島市方木田字古屋敷13番地の 1
今 野 剛 嗣	福島県福島市渡利字七社宮74番地の 4

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

平成24年 8 月10日から平成25年 3 月31日まで

(監査総務課)

福島海区漁業調整委員会

福島海区漁業調整委員会指示第四号

福島県海面における小型定置漁業の保護区域について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、次のとおり指示する。

平成二十四年八月十日

福島海区漁業調整委員会

会長 前 田 幸 徳

一 保護区域
小型定置漁業の保護区域は、次のとおりとする。

漁業の種類	保護区域
小型定置漁業（さけ角網漁業を含む。）	網漁具張り立ての位置から、前面五百メートル、後面五百メートル及び沖面五百メートルの連絡線によって囲まれた区域

二 漁業の禁止

一の保護区域においては、まき網漁業、固定式さし網漁業、流し網漁業、沿岸にかご漁業、機船船びき網漁業、はもかご漁業、どう漁業及びつぼ漁業を営んではならない。

三 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成二十四年九月一日から平成二十五年八月三十一日までとする。

福島海区漁業調整委員会指示第五号

福島県の地先海面におけるはえなわ漁業について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、次のとおり指示する。

平成二十四年八月十日

福島海区漁業調整委員会

会長 前 田 幸 徳

一 操業の承認

最大高潮時海岸線における富岡川河口中央から正東の線以南の水深百メートル以上の福島県の海域において、はえなわ漁業（浮きはえなわ漁業を除く。）を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに福島海区漁業調整委員会の承認を受けなければならない。

二 承認の対象漁船

はえなわ漁業に係る操業の承認の対象船舶は、総トン数七トン未満とする。

三 操業期間

一に規定する海域における操業期間は、平成二十四年十月一日から平成二十五年三月三十一日までとする。

四 制限又は条件

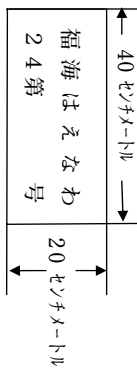
1 操業の禁止区域

次に掲げる海域での操業は、禁止する。
北緯三十七度十七分四十九秒以南の水深百メートルから水深三百メートルの福島県の海域

2 承認証の備付け及び標識の表示

操業の承認を受けた者は、操業に際し、別に定める承認証を船内に備え付け、次

に掲げる標識を船舶の船橋の両側面の見やすい箇所に表示しなければならない。



3 操業の協定

操業の承認を受けた者は、漁場において他種漁業との競合又は操業上の紛争が生じたときは、関係者と操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。この場合において、操業協定が締結されるまでの間は、競合又は紛争の生じない漁場に移動しなければならない。

五 承認の取消し

この指示に違反したときは、承認を取り消すことがある。

六 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成二十四年十月一日から平成二十五年九月三十日までとする。

福島海区漁業調整委員会指示第六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、次のとおり指示する。

平成二十四年八月十日

福島海区漁業調整委員会
会長 前田幸徳

福島県漁業調整規則（昭和四十年福島県規則第五十九号）第四十五条の二第一号から第五号までに規定する区域においては、平成二十四年十月十五日から同年十一月十四日までの間は、はえなわ漁業を営んではならない。

正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○平成二十四年七月三十一日付け定例第二千四百六号中（原稿誤り）

一六〇	上	後ろ	福島県土木部河川港湾総室	福島県土木部河川港湾総室
一三	から	河川計画課、福島県中建設事務所、福島県南建設事務所	河川計画課	河川計画課